

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																									
政策企画部 成長戦略局	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが4件あった。 <table><tr><th>職員</th><th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額</th><th>精算日</th></tr><tr><td>A</td><td>東京都</td><td>令和5年10月27日</td><td>31,300円</td><td>令和5年11月27日</td></tr><tr><td>B</td><td>兵庫県淡路市及び洲本市</td><td>令和5年12月8日</td><td>1,540円</td><td>令和6年1月19日</td></tr><tr><td>C</td><td>兵庫県南あわじ市及び洲本市</td><td>令和5年12月13日</td><td>6,070円</td><td>令和6年1月19日</td></tr><tr><td>D</td><td>兵庫県洲本市、南あわじ市及び淡路市</td><td>令和6年1月16日</td><td>1,090円</td><td>令和6年4月2日</td></tr></table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	東京都	令和5年10月27日	31,300円	令和5年11月27日	B	兵庫県淡路市及び洲本市	令和5年12月8日	1,540円	令和6年1月19日	C	兵庫県南あわじ市及び洲本市	令和5年12月13日	6,070円	令和6年1月19日	D	兵庫県洲本市、南あわじ市及び淡路市	令和6年1月16日	1,090円	令和6年4月2日	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。
		職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																					
A	東京都	令和5年10月27日	31,300円	令和5年11月27日																							
B	兵庫県淡路市及び洲本市	令和5年12月8日	1,540円	令和6年1月19日																							
C	兵庫県南あわじ市及び洲本市	令和5年12月13日	6,070円	令和6年1月19日																							
D	兵庫県洲本市、南あわじ市及び淡路市	令和6年1月16日	1,090円	令和6年4月2日																							
措置の内容																											
検出事項について、「旅費の概算払を受けたときは旅費の確定後30日以内に精算処理が必要であること」を所属職員に周知した。 今回の検出事項の原因は、申請者が誤って管内出張として申請し承認された後に管外出張であることが判明したこと、申請者によるシステムへの精算入力が遅延したこと、旅費支給担当者による精算状況の管理不足であった。 再発防止のため、所属内に対し、本事例について周知を行うとともに、システムにて出張申請や承認登録を行う際は、管内・管外区分の誤りがないかを確認するよう注意喚起を行った。 また、管外旅費について概算払をしたときは、旅費支給担当者において、概算払を受けた職員に対し「精算処理の依頼メール」を送付し、精算処理を速やかに行うよう促すことを徹底する。																											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月11日から同月21日まで）